

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は、会社退職後、国民年金保険料を納付する必要があることを知らなかったが、後になってA市役所で2年間遡って納付できるとの説明を聞き、母が2年分を納付した。年金記録では、1年間が消されていることが分かったので、市役所で記載してもらった当時のメモを提出して申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降の国民年金の加入期間について、未納無く国民年金保険料を納付しているほか、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親も、全ての保険料を納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、その母親が、A市役所で国民年金保険料は2年間遡って納付できるとの説明を受けた際、同市役所職員が申立期間を含む期間について納付期限を書いてくれたとするメモを所持しているところ、申立期間直後の昭和58年度については、3か月単位でおおむねメモに記載の納付期限内に過年度納付していることが、A市の収滞納一覧表により確認できることから、納付意識の高い申立人の母親が、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年9月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年9月まで

私は、昭和55年4月頃、A町役場（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行った際、窓口で付加年金への加入を勧められ、手続を行った。

国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、年金記録を確認すると、申立期間の付加保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、定額保険料は納付済みであり、申立期間を含む厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金の加入手続及び第3号被保険者への種別変更に伴う切替手続を適正に行っていること確認できることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、A町の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、昭和55年4月2日付けで国民年金の任意加入の手続と同時に付加保険料の納付申出を行った記録があり、申立人が所持する国民年金手帳にも、同様の記載が確認でき、申出を行いながら納付しなかった事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の付加保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①について、申立人が昭和24年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から同年7月1日まで
② 昭和25年3月1日から31年4月1日まで

私は、昭和23年6月頃からA社に勤務し、その後、同族会社であるB社からC社（現在は、D社）へと移った。それぞれの勤務期間については詳しく覚えていないが、これらの会社で継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずなので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は、昭和24年5月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年7月1日にB社で資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人は、「A社とB社において継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A社における資格喪失日及びB社における資格取得日がいずれも昭和24年5月1日であることが確認でき、オンライン記録との相違がみられる。

以上のことから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和24年5月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和24年7月の社会保険事務所（当時）の記録から5,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、C社の元同僚二人の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録により申立期間②にC社において厚生年金保険被保険者記録が確認できた22人に照会したところ、11人から回答があったが、申立人の厚生年金保険加入に関する証言は得られない上、D社は、「当時の関係資料は保存されていないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答している。

また、申立期間②において、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は昭和25年3月1日に被保険者資格を喪失し、同社は同年4月28日に厚生年金保険の適用事業所を認定廃止されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年5月から8年9月までの期間及び同年11月から10年7月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6年5月は28万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は28万円、7年1月は26万円、同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月は34万円、同年12月は41万円、8年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月は38万円、同年11月は36万円、同年12月から9年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は44万円、同年9月は34万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月から10年3月までは41万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から10年9月5日まで

A社で勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額は、給与額に見合う標準報酬月額と比べて低額であり、正しくない。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報

酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した平成6年5月から8年9月まで、同年11月から9年6月まで及び同年8月から10年7月までの給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額、並びに9年度分給与所得の源泉徴収票から推認できる報酬月額及び保険料控除額から、6年5月は28万円、同年6月から同年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は28万円、7年1月は26万円、同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月は34万円、同年12月は41万円、8年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月は38万円、同年11月は36万円、同年12月から9年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は44万円、同年9月は34万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月から10年3月までは41万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年4月、8年10月、10年8月及び同年9月については、申立人は給与明細書を所持していない上、A社も、「給与台帳等の所在がはっきりせず、確認できない。」と回答しているため、これらの月については報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人に係る当該期間の報酬月額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社(株)B支店（現在はA社(株)）における資格取得日に係る記録を昭和42年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和40年3月1日にA社(株)に入社して以降、平成14年3月31日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(株)から提出のあった人事記録、同社が発行した在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社から同社B支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、A社(株)から提出のあった人事記録によると、昭和42年3月10日付けで異動していることが確認できるものの、申立人は、「当時は異動発令後、10日間程度の事務引継ぎ期間の後に異動先に出社していた。」と主張しているところ、同社も同様の回答をしている上、同社における資格喪失日は同年同月20日と記録されていることから、同日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社(株)B支店に係る昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は資格取得日に係る届出を適切に行っていないと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年6月30日は50万4,000円、同年12月10日は56万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日

平成17年6月30日及び同年12月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の年金記録によると、勤務先の事業所から年金事務所へ賞与支払届が提出されたものの、時効により年金額には反映されないと聞いたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間①及び②に係る賞与支払明細書から、申立人は平成17年6月30日は50万4,000円、同年12月10日は56万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月10日は27万2,000円、同年12月13日は28万8,000円、18年7月15日は57万6,000円、同年12月15日は66万8,000円、19年7月13日は20万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日
② 平成17年12月13日
③ 平成18年7月15日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所(当時)へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、平成17年7月10日は27万2,000円、同年12月13日は28万8,000円、18年7月15日は57万6,000円、同年12月15日は66万8,000円、19年7月13日は20万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険

料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月10日は16万円、同年12月13日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月10日
② 平成17年12月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所(当時)へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、平成17年7月10日は16万円、同年12月13日は16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月10日は16万円、同年12月13日は17万円、18年7月15日は32万円、同年12月15日は36万9,000円、19年7月13日は33万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日
② 平成17年12月13日
③ 平成18年7月15日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、平成17年7月10日は16万円、同年12月13日は17万円、18年7月15日は32万円、同年12月15日は36万9,000円、19年7月13日は33万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険

料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月10日は40万円、同年12月13日は41万円、18年7月15日、同年12月15日及び19年7月13日は80万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日
② 平成17年12月13日
③ 平成18年7月15日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、平成17年7月10日は40万円、同年12月13日は41万円、18年7月15日、同年12月15日及び19年7月13日は80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、

申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月13日は19万2,000円、18年7月15日は38万4,000円、同年12月15日は42万2,000円、19年7月13日は41万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所(当時)へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、平成17年12月13日は19万2,000円、18年7月15日は38万4,000円、同年12月15日は42万2,000円、19年7月13日は41万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行

っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を43万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月15日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、43万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月15日は4万3,000円、同年12月15日は29万6,000円、19年7月13日は28万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、平成18年7月15日は4万3,000円、同年12月15日は29万6,000円、19年7月13日は28万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行

っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月15日は8万1,000円、同年12月15日は54万4,000円、19年7月13日は57万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、平成18年7月15日は8万1,000円、同年12月15日は54万4,000円、19年7月13日は57万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行

っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を58万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所(当時)へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、58万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所(当時)へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、27万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所（当時）へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、27万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が厚生年金保険被保険者記録の中に無い。勤務先のA事業所が、社会保険事務所(当時)へ、賞与支払届を未提出であったことが分かり、厚生年金保険料の控除記載のある明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、18万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主は、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 26 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、脱退手当金が支給される制度自体があることさえ全く知らなかった。申立期間当時に勤務していた事業所からも脱退手当金が支給されたという連絡もなく、当然受け取った記憶もないので申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後である昭和40年9月8日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間のA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、脱退手当金を支給した記録がある同僚に「脱」の記載が確認できるが、申立人については「脱」の記載が見当たらない上、「脱」表示の無い同僚に脱退手当金の支給記録が確認できないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票照会回答票の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和39年4月に婚姻し、同日に改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は24万円、17年7月25日は25万円、同年12月26日は31万2,000円、18年7月21日、同年12月20日、19年7月25日及び同年12月25日は25万7,000円、20年7月25日は28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月26日
④ 平成18年7月21日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年7月25日
⑦ 平成19年12月25日
⑧ 平成20年7月25日

A社は、平成16年12月25日、17年7月25日、同年12月26日、18年7月21日、同年12月20日、19年7月25日、同年12月25日及び20年7月25日に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所(当時)に当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、賞与支払届を提出し、保険料を納付しようとしたが、時効のため納付することができなかった。控除された保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支払明細書（控）及び月別給与一覧表により、申立人は、平成16年12月25日は24万円、17年7月25日は25万円、同年12月26日は31万2,000円、18年7月21日、同年12月20日、19年7月25日及び同年12月25日は25万7,000円、20年7月25日は28万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月7日に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月21日、同年12月20日、19年7月25日及び同年12月25日は25万円、20年7月25日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月21日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月25日
④ 平成19年12月25日
⑤ 平成20年7月25日

A社は、平成18年7月21日、同年12月20日、19年7月25日、同年12月25日及び20年7月25日に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、賞与支払届を提出し、保険料を納付しようとしたが、時効のため納付することができなかった。控除された保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された及び月別給与一覧表により、申立人は、平成18年7月21日、同年12月20日、19年7月25日及び同年12月25日は25万円、20年7月25日は30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与

から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 7 日に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は28万円、17年7月25日は30万円、同年12月26日は37万5,000円、18年7月21日は31万1,000円、同年12月20日、19年7月25日及び同年12月25日は29万7,000円、20年7月25日は38万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月26日
④ 平成18年7月21日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年7月25日
⑦ 平成19年12月25日
⑧ 平成20年7月25日

A社は、平成16年12月25日、17年7月25日、同年12月26日、18年7月21日、同年12月20日、19年7月25日、同年12月25日及び20年7月25日に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所(当時)に当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、賞与支払届を提出し、保険料を納付しようとしたが、時効のため納付することができなかった。控除された保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支払明細書(控)及び月別給与一覧表により、申立人は、平成16年12月25日は28万円、17年7月25日は30万円、同年12月26日は37万5,000円、18年7月21日は31万1,000円、同年12月20日、19年7月25日及び同年12月25日は29万7,000円、20年7月25日は38万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月7日に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から5年2月まで

私は、20歳で国民年金に加入することを知らなかったが、22歳の頃、母親が、その友人から年金制度についてアドバイスを受けたことをきっかけに、A市B区役所で私の加入手続を行ってくれたと思う。

当時、私は大学生で無収入だったので、母親が、友人のアドバイスを受けてから数か月後に、申立期間である過去3年分の国民年金保険料を納付書（用紙3枚）と現金約20万円を添えて、同区役所又は郵便局で一括して納付してくれたと聞いた。申立期間について納付記録が無く、未納と記録されているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22歳であった平成5年頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録から平成7年7月頃に払い出されたものと確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容と符合しない上、当該加入手続の時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

なお、申立人は、国民年金に加入した時点（平成7年7月頃）で納付することが可能であった平成6年3月から7年7月までの国民年金保険料（計19万500円）を納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情

は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から53年1月まで

ねんきん特別便を見ると、申立期間の年金記録が無いことが分かったが、母は、私が20歳になったのを契機にA市役所へ赴き、国民年金の加入手続を行い、母の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納めてくれていた。私が結婚してからも、旧姓のまま母が納付し続けてくれていたが、現在の年金記録は、昭和52年にA市に戻り、私が、国民年金保険料を納めるようになった時からの記録しか無い。

また、母の年金記録についても、母は、毎月滞りなく納付していたにもかかわらず、同じ市内に住む同姓同名の人の記録と間違われ、当時のA市長から「詫び状」が届くようなミスがA市にあった。このような経緯を含め、当時のA市の事務手続は極めて杜撰^{ずさん}なため、私の記録も消えてしまったと思われ、現在の年金記録に納得できないので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和45年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が、申立期間当時に国民年金保険料を納付するには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、A県、B県及びC県内並びに申立人の旧姓を含む氏名を検索条件として検索したが、申立期間当時、申立人に対

して別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和53年2月14日」と記載されており、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、53年1月の欄に「今月迄不要」のゴム印が押されていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年9月まで

私が20歳になったことを契機に、A県B市役所で母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料の納付も母親が、1年ごとに約50万円の金額を金融機関で納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入手続日から、昭和62年6月頃に払い出されていたものと確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間のうち、昭和60年4月以降の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人の母親から、申立期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年6月まで

私は、昭和46年6月頃、A市役所B支所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その際、私の同年4月から同年6月までの国民年金保険料と、夫の同年1月から同年6月までの保険料として4,500円ぐらいを納付し、以降の保険料は、夫婦二人分を一緒に納付した。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月頃、申立人が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その際、夫婦二人分の国民年金保険料として4,500円ぐらいをA市役所B支所で納付し、以降の保険料は一緒に納付したと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人については同名簿作成日が46年7月24日、申立人の夫については同名簿作成日が47年3月25日と記載されていることが確認できることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は別々に行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人については申立期間、申立人の夫については、申立期間のうち昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料は、A市で納付することは可能であるが、申立人の夫に係る同年1月から同年3月までの保険料は国庫金となることから、同市では収納することはできず、国民年金の加入手続を行った時点では、申立人の主張する夫婦二人分の遡った保険料を同市で納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間について、A市の国民年金保険料収滞納一覧表において、現年度保険料として納付された記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、過年度保険料として納付された記録も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年12月まで

昭和46年6月頃、A市役所B支所で私の妻が夫婦二人の国民年金の加入手続をしてくれた。その際、妻の同年4月から同年6月までの国民年金保険料と、私の同年1月から同年6月までの国民年金保険料として4,500円ぐらゐを納付し、以降の保険料は、夫婦二人分を一緒に納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月頃、申立人の妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その際、夫婦二人分の国民年金保険料として4,500円ぐらゐをA市役所B支所で納付し、以降の保険料は一緒に納付したと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人については同名簿作成日が47年3月25日、申立人の妻については同名簿作成日が46年7月24日と記載されていることが確認できることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は別々に行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人については、申立期間のうち昭和46年4月から同年12月までの期間、申立人の妻については申立期間の国民年金保険料は、A市で納付することは可能であるが、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料は国庫金となることから、同市では収納することはできず、国民年金の加入手続を行った時点では、申立人の妻が主張する夫婦二人分の遡った保険料を同市で納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間について、A市の国民年金保険料収滞納一覧表において、現年度保険料として納付された記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、過年度保険料として納付された記録も見当たらな

い。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月

私は平成19年4月*日に留学のため海外へ渡航した。渡航前に私の妻が、海外転出届を提出するためA市役所へ行ったところ、同年4月分の国民年金を支払う必要があると言われたが、その後、連絡が無いため、A社会保険事務所(当時)へ連絡したが手続の不備とのことであったので、申立期間の納付書を請求し、義母に20年に納付してもらった。

しかし、今回、改めて社会保険庁(当時)発行の国民年金保険料控除証明書を確認したところ平成18年5月分が納付済みとなっていた。同月分は確定申告書の控えからも明らかなように既に納付していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるのに、国民年金保険料控除証明書には誤って平成18年5月の分が納付済みとなっていると主張している。

しかしながら、申立人の戸籍附票によると、申立人は平成19年4月*日からB国在住が確認できることから、申立期間は、国民年金の任意適用期間であり、申立人が所持している年金手帳においても、同年4月6日に被保険者資格を喪失後、任意加入した記載が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、平成18年5月の国民年金保険料については、C縣市町村職員共済組合において、申立人が同年5月1日に共済組合員資格を取得したことにより、既に前納されていた同年4月から19年3月に係る

保険料のうち、18年5月から19年3月までの保険料が還付されているが、その後、同共済組合からの訂正通知により、同年8月14日付けで申立人の資格取得日を18年5月1日から同年6月1日と訂正されたため、同年5月の保険料が未納とされており、当該期間については、20年2月1日に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の平成18年の確定申告書（控え）の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、同年度の前納保険料額（16万2,830円）から、還付された金額（14万9,510円）を差し引いた金額（1万3,320円）が記載されており、同年5月分の保険料額が含まれていないことが確認できる。

加えて、申立人が、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成6年3月まで

私は、20歳となってしばらくしてから、母親に勧められ国民年金に加入し、20歳まで遡って一括して国民年金保険料を納付した。その後も、平成6年4月に就職するまで、定期的に保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となってしばらくしてから国民年金に加入し、20歳まで遡って一括して国民年金保険料を納付して、その後も定期的に保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索したものの、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間当時は学生であることから、平成3年3月以前については、学生は国民年金に任意加入であり、任意加入の場合、加入手続前の期間について遡って国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年7月まで

私は、「ねんきん定期便」が届いたので、年金記録を照会したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。

申立期間については、昭和49年4月に会社を退職後、区役所に赴いて国民年金及び国民健康保険の加入手続を行って国民年金保険料を納付しており、年金事務所の回答はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月に会社を退職後、区役所に赴いて国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年2月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人は同年6月2日に付加保険料納付の申出を行っていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人が、申立期間当時に国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、A県及び申立人の旧姓による氏名を検索条件として検索したが、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から48年3月まで

私が大学生であった20歳の頃から、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私がA市へ住所移動するまで国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

また、私の生年月日は、昭和23年*月*日となっているが、正しくは同年同月*日であるため、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認できることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行い、「昭和23年*月*日」及び「同年同月*日」の生年月日で検索を行うも、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、自身の生年月日は昭和23年*月*日であるとしているが、戸籍の出生事項欄には、「昭和貳拾参年*月*日」と記載されており、オンライン記録においても、申立人の生年月日は、平成4年3月24日付けで昭和23年*月*日に訂正されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から8年3月まで

平成6年10月頃、A市役所で父が私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金に加入当初の1か月か2か月は、A市役所で国民年金保険料を納付し、その後は、B信用金庫の父名義の口座から、口座振替で申立期間の保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、その父親名義の預金口座から、口座振替で納付してくれ、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として、申立人の父親名義の預金通帳（入出金記録H6.11.29～H8.1.5）の写しを提出し、申立期間当時、申立人の姉（長女）は、勤務先の給与から保険料を天引きで納付していたことから、当該口座振替による納付は申立人に係るものであると主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の姉に係る国民年金保険料については、事業主に保険料の納付義務は無く、ほかに申立人の姉の保険料が給与天引きで納付されていたとする周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 11 月に厚生年金保険の適用事業所を退職後、自営業となった際、A 県 B 市の職員から国民年金及び国民健康保険に加入するように指摘を受けたので、加入手続を行った。

昭和 43 年に結婚し、B 市から C 市に転居したが、同市では、夫婦の保険料を集金人に納め、領収書をもらっていた。

年金記録を確認したところ、加入当初の国民年金保険料が何年間も未納とされていたが、国民年金に加入後は、保険料を未納にすることなく納付していた。申立期間当時の領収書は、引っ越し等で紛失しており提示できないが、申立期間が未納とされていることに納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に納付し領収書を受け取っており、昭和 43 年の婚姻後は、C 市で夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付方法について、B 市によると、昭和 49 年 5 月までは、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付する印紙検認方式だったとしており、C 市によると、48 年 3 月までは同様に、印紙検認方式であったとしており、申立期間の大半において、申立人の主張する納付方法と相違する。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 6 月 10 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、申立人の妻についても同年 3 月までは

保険料が未納であり、婚姻後は夫婦共に保険料を納付していたとする申立内容とも符合しない。

さらに、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料の納付記録は確認できない上、納付したとする記録が、135か月と長期間にわたり欠落するとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から平成3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から平成3年5月まで

私は、母の強い勧めで、昭和61年10月頃、国民年金の加入手続を行い、毎月夫婦二人分の保険料を金融機関で納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年10月頃、国民年金の加入手続を行い、加入してからの国民年金保険料については、毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月29日に払い出されていることが確認できる上、A市のマスターチェックリストによると、申立人は、同年6月3日に国民年金被保険者資格の取得届出を行ったことが確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち、平成元年4月以前は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間となる上、同年5月以降は過年度納付を含めて納付することが可能な期間であるが、申立人には、遡って保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、申立期間のうち、平成元年4月以前の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索したが、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から43年3月まで

私は、昭和42年9月にA社を退社し、B事業所に勤務することになった。しかし、B事業所では厚生年金保険に加入できなかったため国民年金に加入した。

加入手続きに伴い、国民年金保険料については、C市役所が委託した集金人が毎月集金に来るなどの方法により、妻が納付してくれていた。

私は申立期間を除く期間は全て納付済みであり、なぜ申立期間の納付記録が無いのか原因が分からない。他の納付済期間が、行政管理上の不備から記録が抜け落ちていたことも判明しており、申立期間についても早急に調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月に事業所を退社した後、国民年金に加入し、申立人の妻が国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人及びその妻は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の資格取得及び資格喪失の記録は確認できず、申立人が所持する年金手帳にも申立期間の資格記録の記載は無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間

当時、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る別の同手帳記号番号は見当たらない。

加えて、申立人の妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から46年1月まで

私が会社を退職した昭和42年頃に、夫の収入も安定したこともあり、夫が国民年金の手続を行い、当時のA市B区（現在は、C区）役所や、D区役所の窓口で国民年金保険料を納付してくれていた。夫は、窓口で印紙を購入して、台帳等にその印紙を貼っていたと記憶している。

ところが、私の年金記録を確認したところ、申立期間前の6か月だけ納付している記録が見つかった。夫によると、当時のB区役所及びD区役所に何十回と足を運び、国民年金保険料を納付したのに、6か月分のみ記録があるのは納得できない。詳しく調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和42年頃に申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も区役所の窓口で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月にA市D区で払い出されており、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人には、その元夫と連番でA市B区において、上記とは別の国民年金手帳記号番号が確認できるものの、同記号番号を管理する当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和43年2月にA市D区へ転居していることが戸籍の附票により確認でき、同区で国民年金保険料を納付するためには改めて国民年金に係る住所変更手続を行う必要があったが、上記の特殊台帳には、「B区」

のみの記載が確認され、住所を変更した記録は見当たらないことから、申立人は、転入先である同市D区において、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人の夫及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私は、20歳の頃からずっと国民年金保険料を納付してきたのに、昭和60年9月から61年3月までの期間のみが納付済みとされていないことに納得できない。その頃は生活状況に変化が無く、商売の方も順調であったので、保険料を納付することに何の問題もなかった。

また、年金事務所の記録では、保険料を納付していない期間があって、その後、昭和61年4月1日に再び加入したことになっているが、何のことだか分からない。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃から国民年金保険料を納付しており、申立期間の納付記録が無いことに納得できないと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和60年9月28日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者台帳に記載されており、同台帳には、申立期間である同年9月から61年3月までについて、被保険者資格の喪失を示す「一」が記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、65歳到達により老齢基礎年金が支給されることになった平成18年*月頃に、昭和61年4月から平成3年9月までについて、第3号被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで

私は在学中に同校のあっせんで平成 7 年 12 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで A 社に正社員として勤務し、現場作業を始め、庶務、商品仕上げ及び購買等の部署を歴任した。

ところが、国（厚生労働省）側の記録に A 社に係る私の厚生年金保険の加入記録が一切存在しておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の事務担当者は、「入社時期及び在籍期間は不明であるが、申立人は当社で勤務していた。」と証言し、申立人は、申立期間の一部として平成 8 年 2 月 6 日から同年 3 月 23 日までの同社での給与支払明細書を所持していることから、申立人が当社で勤務していたことは確認できる。

しかし、上記給与支払明細書を見ると、給与から厚生年金保険料が控除されておらず、申立人が申立期間当時、厚生年金保険に加入していたこととはうかがえない。

また、A 社は、「申立人は当時、学生であり、正規の採用ではなかったため、厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料の控除も行っていない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 3 日から 60 年 11 月 25 日まで
私が昭和 59 年 3 月 3 日から 60 年 11 月 25 日までの期間、A社に勤務していたことは、雇用保険被保険者記録から明らかである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び元事業主等の証言から、申立人は、申立期間について、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認できる 32 人のうち、所在が確認できた 30 人に申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、当時の事業主を含む 16 人から回答があったが、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言等は得られず、上記回答のあったうちの一人は、「私が希望する日に厚生年金保険に加入したため、入社と厚生年金保険の加入時期が異なっている。」と供述しており、別の一人（元事務職）は、「当時、給与の手取り金額を増やすため、本人の意思により厚生年金保険に加入していない者がいると聞いたことがある。」と供述していることから、当該事業所は、当時、厚生年金保険の加入について従業員ごとに取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、元事業主は、「申立人が事務担当者に手取りを増やしてほしいと相談していたことは記憶しているが、当時の人事記録は見当たらず、また厚生年金保険の事務手続等を一任していた当時の状況を知る者は既に死亡しており、当時の事情は不明である。」と回答している上、上記回答のあった 16 人のうち入社時期と

厚生年金保険の加入時期が異なっている複数の元同僚が、「未加入期間について厚生年金保険料の控除はなかった。」とそれぞれ供述しており、申立期間について保険料控除をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A社に係る被保険者原票によると、申立期間に申立人の氏名の記載は確認できない上、申立期間に健康保険整理番号に欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月1日から32年4月1日まで
② 昭和32年4月1日から35年7月15日まで

私は、創業時期から昭和35年7月頃に倒産するまで継続して、A社で勤務しており、同社退職後に脱退手当金を受領した記憶も無い。しかし、年金記録において、申立期間①が欠落し、申立期間②が脱退手当金を支給したことになっていることに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人は当該期間に継続してA社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散している上、元事業主及び当時の顧問会計士は死亡していること等から、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間①に厚生年金保険被保険者記録を有し連絡先の判明した元従業員15人に照会し、当時事務員だったとする者を含む10人から回答があったものの、申立人の申立期間①に係る同保険の加入及び保険料控除を裏付ける証言等は得られない上、元従業員の一人は、「自身の記憶する勤務期間と年金記録に2年程度の相違がある。」としているものの、当該元従業員は「年金記録が無い期間の給与から保険料が控除されていたかは覚えていない。」と証言している。

さらに、オンライン記録及び被保険者名簿によると、複数の元従業員が申

立期間①の前後を通じて継続して勤務していたと証言する申立人の弟は、申立人と同日の昭和30年9月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、「30年頃からA社で勤務した。」と供述する申立人の夫についても、申立人と同日の32年4月1日に、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号と連番で資格を取得していることが確認でき、申立期間①の被保険者記録が無い。

加えて、申立人が、申立期間①後に資格を取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①前の同記号番号とは別番号である上、上記の被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日欄には、オンライン記録と同日の昭和30年9月1日と記載（記号番号台帳によると、資格喪失処理は同年同月22日）され、備考欄には健康保険証が返納されたことを示す記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②については、上記の被保険者名簿で確認できる全ての被保険者について調査したところ、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性5人（申立人を含む。）全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、支給決定日が同一日である従業員が2組確認でき、そのうち、支給決定日が申立人と同日の者が一人確認できることを踏まえると、事業主による代理請求の可能性がうかがえる。

また、申立期間②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る資格喪失日から約3か月後の昭和35年10月13日に支給決定されている等、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 10 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、平成 3 年 1 月 31 日に A 社を退社し、同年 1 月の厚生年金保険料が給料から天引きされていたと記憶しているのに、同月の厚生年金保険の記録が欠落している。

また、平成 10 年 2 月 28 日に B 社を退社し、同年 2 月の厚生年金保険料が給料から天引きされていたと記憶しているのに、同月の厚生年金保険の記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に平成 3 年 1 月 31 日まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社では、「人事記録、厚生年金保険に関する資料は、保管期間 10 年で廃棄している上、当時の担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態等は分からない。」と回答している。

また、A社から提出のあった申立期間当時の会計帳簿の俸給給料によると、平成 2 年 12 月分の給料は、同年 12 月 21 日に社長ほか 13 人に 354 万 500 円が支給されているのに対し、3 年 1 月分の給料は、同年 1 月 24 日に社長ほか 11 人に 304 万 600 円が支給されており、12 月分給料に比べ、人員については 2 人の減、金額については 49 万 9,900 円減少していることが確認できる。これについて、同社では、「人員及び金額の減については、申立人と同僚の二人が退職したためである。申立人の退職日については、申立人と同僚とも、3 年 1 月分の給料が支給されていないことからすると、12 月分の給料締切日が 2 年 12 月 20 日であるので同日付で退職したものと考えら

れる。なお、退職日がオンライン記録の資格喪失日と一致していないのは、申立期間当時の社会保険を任せていた担当の部長が非常勤で月に1、2日しか出勤しなかったためで、手続きが遅れたためと思う。」と回答しており、申立人の退職日は、申立人に係る雇用保険の離職日と一致していることが確認できる。

さらに、A社において、申立人と一緒に仕事をしていたと供述している同僚5人は、「申立人の勤務期間は分からないが、自分自身の厚生年金保険の記録については勤務期間と一致している。」と供述している。

2 申立期間②について、申立人は、「B社には、平成10年2月28日まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人の退職日は平成10年2月27日、資格喪失日は同年同月28日と記載されていることが確認できる。

また、申立人に係る平成10年2月分の厚生年金保険料控除の有無について、B社の現在の代表取締役は、「当社の厚生年金保険料控除については、申立期間当時は当月控除を行っていた。賃金台帳等の資料が無く、当時、社会保険の手続等を任せていた非常勤の部長も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料を控除していたかどうかは確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月1日から16年3月1日まで
② 平成16年6月1日から17年8月6日まで
③ 平成17年9月1日から同年11月19日まで

A社、B社及びC社で勤務していた申立期間に係る標準報酬月額について、実際の給与とは違う金額に引き下げられている可能性があるため、調査してほしい。また、申立期間①の賞与についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③については、申立人が提出した給与明細書及び事業所が提出している賃金台帳により確認できる保険料控除額及び報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額（標準賞与額）と同額又はそれ以下であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらなためあっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から平成 7 年 3 月 7 日まで
申立期間については、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたが、申立期間に係る標準報酬月額が当時支給されていた給与と比較して低額となっていることについて疑問に思うため、調査してほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が当時支給されていた給与と比較して低額となっている。」と主張している。

しかしながら、B事業所は、「災害により事業所があった建物が全壊したため、資料が保管されていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A事業所において被保険者資格を有する 12 人に対し照会したが、申立人の給与からの控除について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年代の 4 人の標準報酬月額についても、申立人とほぼ同様の金額で推移していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所（当時）の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月30日から29年5月1日まで
当時、私は、失業保険をもらいに行ったことを覚えているため、A事業所での勤務期間が3か月であるはずがない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所を退職後、失業給付を受給していたため、勤務期間が3か月であるはずがない。」と主張しているところ、B公共職業安定所において、申立期間について、当該事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録及び失業等給付受給状況の記録は確認できない。

また、申立人は、「A事業所を元同僚と一緒に昭和29年5月1日に退職した。」と主張しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人と上記元同僚の資格喪失日はいずれも27年8月30日であり、それぞれのオンライン記録と一致している。

さらに、A事業所は昭和29年5月1日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所に係る被保険者名簿から確認できた事業主の連絡先も不明であることから、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、元同僚は、「社会保険事務担当者等は既に死亡している。」と証言しており、申立てに係る事情について聴取することができない。

加えて、A事業所に係る被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる115人のうち、所在が確認できた3人に申立人の勤務実態及び当時の社会保険加入状況について照会し、3人全員から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述等は得られない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録とオンライ

ン記録は一致しており、申立期間の記録の欠落はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 1 月から同年 8 月まで
② 昭和 19 年 9 月から 20 年 8 月まで
③ 昭和 22 年 9 月から 24 年 1 月まで

私は、昭和 19 年 1 月から同年 8 月までは A 社（現在は、B 社）に、同年 9 月から 20 年 8 月までは C 社（現在は、D 社）に、22 年 9 月から 24 年 1 月までは E 社にそれぞれ勤務したと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された昭和 24 年 1 月 26 日付けの履歴書によると、「昭和 19 年 1 月 A 社入社、同年 8 月退職」の記載が確認できる上、同社 F 工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、同年 2 月 19 日から同年 6 月 20 日までの期間の被保険者記録が確認できることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①は厚生年金保険の保険料徴収開始（昭和 19 年 10 月）前の期間であり、当時の労働者年金保険制度においては、職員は強制被保険者から除外されていたところ、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、職員であったことを示す「甲」の表示が確認できることから、事業主は、申立人を労働者年金保険の対象となる労働者ではなく、職員として扱っていたことがうかがえる。

また、B 社では、申立人の勤務形態及び保険料控除について「古いデータのため確認できない。」と回答しており、申立人の雇用形態及び保険料控除について確認できない。

2 申立期間②については、申立人から提出された上記の昭和 24 年 1 月 26

日付けの履歴書によると、「昭和 19 年 9 月 C 社入社、20 年 8 月同社退社」の記載が確認できる上、申立人の同級生が、「申立人は、昭和 19 年頃に C 社で勤務していたと思う。」と証言していること等から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D 社では、「C 社当時の書類は何も残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答している上、申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員のうち、連絡先の判明した 3 人に照会したものの、唯一回答のあった者は申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認できない。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人から提出された上記の昭和 24 年 1 月 26 日付けの履歴書によると「昭和 22 年 9 月 E 社入社、24 年 1 月同社退社」の記載が確認できる上、元事業主の親族は、「勤務期間の記憶は無いが、申立人のことを記憶している。」と証言していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 27 年 8 月 1 日であり、申立期間③は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、上記の元事業主の親族は、「E 社は兄弟 4 人で始めたが、自分以外の 3 人の兄は全員既に死亡しており、当時の書類は事業所が倒産した際に処分したので何も残っていない。事業所が厚生年金保険に加入したのは昭和 27 年 8 月であり、その頃から保険料が控除されたと思う。」と証言している。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月6日から同年10月4日まで

私は、昭和28年にA社に入社してから平成6年にB社に入社するまでの間、継続してA社に勤務した。同社の人事異動により昭和47年からC社及びD社に在籍出向しているが、49年9月5日にC社からD社に異動した際の1か月間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和28年から平成6年まで、継続してA社に勤務し、申立期間については、同社の人事異動により、昭和49年9月5日に出向先のC社からD社にA社の社員として在籍出向した。」と主張しているところ、A社が保管する人事台帳によると、申立人が49年9月5日付けでC社からD社に出向したことが確認できることから、申立人が、申立期間において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は既に廃業しており、元事業主及び当時の事務担当者二人も死亡している上、元事業主の親族は「D社は昭和52年に廃業し、同社の書類は何も残っていない。」と回答しているため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認できない。

また、A社は「給与の支給及び保険料の控除等については出向先の各事業所が行っており、申立期間の保険料の納付については分からない。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のD社における被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日の3日後である昭和49年10月7日とされており、申立期間の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格取得日（昭和49年10月4日）はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月10日から25年4月1日まで

私は、A市にあったB社の事務所に昭和24年3月1日から25年4月1日まで約1年間勤務したが、申立期間の年金記録が無い。24年の秋には祭りにC市にあったA社の工場から招待されて行ったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和24年3月1日から25年4月1日まで継続してB社のA市にあった事務所で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は既に解散しており、申立期間当時の事業主の連絡先も不明である上、申立人と同日に被保険者資格を取得している元同僚5人のうち、連絡先が判明した一人に対し照会を行ったものの、元同僚は、「申立人の在籍期間について記憶していない。」と供述しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和24年5月10日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、遡って資格喪失日の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 22 日から 48 年 9 月 24 日まで

私は、昭和 47 年 2 月 22 日に A 社に入社し、48 年 9 月 23 日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、この間、夫婦で働いた期間があり、妻の年金記録は、調査の結果、厚生年金保険の記録が確認されたが、私も絶対に厚生年金保険をかけていたはずであるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社に継続して勤務し、厚生年金保険被保険者であった。」と主張しているところ、同社の元従業員の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も連絡先が不明であることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 13 人のうち、連絡先の判明した 4 人に当時の状況について文書照会したところ 4 人から回答があり、そのうち 3 人は、「申立人を記憶していない。」旨供述し、他の 1 人は、「申立人とは、一か月間一緒に勤務した記憶があるが、申立人の勤務期間等は分からない。」と供述していることから、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、前述の申立人と一か月間一緒に勤務した記憶があると供述した元従業員は、「申立期間における事業所の厚生年金保険及び健康保険についての取扱いに関しては、入社したら自動的に加入するというものでもなく、本人の意思で加入するかどうかを決めていた。私の場合、最初は社会保険に加入してお

らず途中から加入した。」と供述している上、同元従業員は、「私が退職した昭和47年3月頃（申立期間の当初）は正社員が15人程いた。」と供述しているところ、申立期間における同社における厚生年金保険被保険者数を見ると、6人から9人で推移していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、全ての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間において、申立人は国民年金の被保険者であり、当該期間のうち、昭和47年4月から48年8月までの期間について国民年金保険料を納付（47年2月及び同年3月は未納）していることが確認できる。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 23 年 5 月 24 日まで

私の夫は、昭和 16 年 1 月に入社して、55 年 3 月 13 日に定年退職するまで、39 年 3 か月間A社に継続して勤務していたが、22 年 10 月 1 日から 23 年 5 月 24 日までの厚生年金保険の被保険者の記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の感謝状及び同社から提出のあった人事記録によると、申立人は、昭和 16 年 1 月 24 日に入社し、55 年 3 月 13 日に退職するまで申立期間を含め 39 年 3 か月の間、同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人は昭和 22 年 10 月 1 日に資格を喪失し、資格喪失原因欄には、「動員」と記載されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 22 年 10 月 1 日と記載されており、再取得日については、23 年 6 月 24 日を同年 5 月 24 日に訂正していることが確認できる上、申立人の軍歴証明書によると、申立人は 19 年 3 月 23 日に召集され、23 年 6 月 20 日に復員していることが確認できる。

さらに、昭和 17 年 6 月 1 日にA社において資格を取得した被保険者 220 人の中に、厚生年金保険法第 59 条の 2 (昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 1 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金

保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨を規定)の記載がある者は36人確認でき、そのうち、申立人を含む11人が22年10月1日に資格を喪失していることが確認できる。これについて同社では、「申立人を含め終戦後の一定期間経過した者については、復職の見込みが不明のため、22年10月1日付けで資格喪失届を提出したと思う。」と回答している。

これらのことから判断すると、A社は、当時の厚生年金保険法第59条の2の適用期間経過後において在籍が確認できない従業員について、昭和22年10月1日付けで被保険者の資格を喪失させる届出を行い、復員後、資格取得届を再提出したものと考えられる。

加えて、A社は、資格喪失後の厚生年金保険料の控除について「申立期間に係る賃金台帳が無いため、休職期間中の給与の支給について確認することはできないが、資格喪失日以降については、厚生年金保険料を控除していないと史料する。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月1日から19年10月1日まで
② 昭和20年8月2日から21年4月1日まで

私は、昭和18年10月1日にA社に入社し、応召期間を除き、21年11月20日に退職するまでの間、同社B支店において継続して勤務していたが、入社後の18年10月1日から19年10月1日までの期間及び20年8月2日から21年4月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和18年10月1日から19年10月1日までの期間についても、A社B支店に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であった。」と主張している。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和18年10月から19年5月までの期間について、申立人は、仕事内容について、「C業務をしていた。」と主張しているところ、当時の労働者年金保険法の被保険者としていたのは、肉体労働者の男子工員のみであったことからすると、申立人は、当時の職務内容から、労働者年金保険の被保険者にはなり得なかったものと考えられる。

また、昭和19年6月から同年9月までの期間については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険手帳番号払出簿において、資格取得年月日は同年6月1日となっているとともに、「改」表示が確認できるところ、D業務センターでは、「申立人の場合、同払出簿に「改」と記載されていることから、厚生年金保険への加入は同年同月同日と考えられる。」としているが、同年の労働者年金保険制度の改正により、新たに厚生年金法

が制定され、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法施行に伴う準備期間とされ、保険料徴収は同年10月1日から開始されていることから、申立人は、当該期間において厚生年金保険の適用対象者ではなかったと考えられる。

さらに、申立人が記憶している同僚及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、住所が判明した12人に文書照会を行ったところ9人から回答があり、そのうち8人は、「申立人を記憶していない。」旨供述し、他の一人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間等は分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態を確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和20年8月2日から21年10月20日までの期間についても継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であった。」と主張しているところ、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、E社（A社に係る資料を保管）から提出のあった名簿によると、申立人と同一の氏名が確認できるものの、その他の事項については記載されていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、申立人が記憶している同僚等について文書照会を行ったが、前述のとおり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和20年8月2日、資格再取得日は21年4月1日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる上、資格再取得に当たって、厚生年金保険手帳記号番号が新たに払い出されていることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間④について、船員保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 31 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 37 年 11 月 29 日から同年 12 月 20 日まで
③ 昭和 38 年 4 月 19 日から同年 7 月 18 日まで
④ 昭和 43 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日まで

船員保険は、陸上勤務者に適用される健康保険や厚生年金保険とは取扱いが異なる。船員保険加入者が休暇等で船舶を下りた時に船員保険の被保険者資格を喪失することになると、下船後に病院等で治療を受けられなくなる。

船員保険は失業保険の要素も含んでおり、また、下船直前の事故の可能性も考慮して、最後の給与からも保険料は控除されていた。退職下船したのか、休暇を使用した後に退職したのか、病気で下船した後に退職したのかはつきりしないが、船員保険の加入期間は、もう少し続いているのではないかと思う。詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間に係る船員手帳を所持しておらず、乗船期間などを確認できない上、A社に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に船員保険被保険者記録を有する4人に照会し、1人から回答を得たが、当該期間における船員保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間①当時の船員法によると、1年以上の継続勤務により有給休暇が付与されることから、申立人は、当該期間において有給休暇を使用することはできない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失年月日「34. 1. 31」と記載された下に証返還年月日「34. 2. 2」と記載されており、申立人が昭和34年1月31日に船員保険被保険者資格を喪失した二日後に、船員保険被保険者証が返納されたことが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間に係る船員手帳を所持しておらず、乗船期間などを確認できない上、B社に係る船員保険被保険者名簿において当該期間に船員保険被保険者記録を有する12人に照会し、4人から回答を得たところ、当該4人のうち2人は「勤務期間と船員保険の加入期間は一致する。」と供述している。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿に記載されている元従業員の一人が船員手帳を提出し、当該手帳には「雇止年月日 昭和40年8月28日 有給休暇 急ぎ下船の為船内雇止めす船長」と記載されているところ、オンライン記録及び同名簿によると、当該元従業員は同年9月19日に被保険者資格を喪失していることから、申立期間②当時、同社では、有給休暇を使用し下船する場合は、有給休暇が終了した後に船員保険の同資格を喪失させる手続をしていたことがうかがえ、申立人のみ、異なる取扱いをしていたとは考え難い。

- 3 申立期間③について、申立人は、当該期間に係る船員手帳を所持しておらず、乗船期間などを確認できない上、C社に係る船員保険被保険者名簿において当該期間に船員保険被保険者記録を有する8人に照会し、5人から回答を得たところ、当該5人のうち4人は「勤務期間と船員保険の加入期間は一致する。」と供述している。

また、申立期間③当時の船員法によると、1年以上の継続勤務により有給休暇が付与されることから、申立人は、当該期間において有給休暇を使用することはできない。

さらに、C社に係る船員保険被保険者名簿に記載されている元従業員の一人が船員手帳を提出し、当該手帳には「雇入年月日 昭和38年1月23日」「雇止年月日 昭和38年3月28日 退社」と記載されているところ、オンライン記録及び同名簿によると、当該元従業員は同年1月23日に被保険者資格を取得し、同年3月29日に同資格を喪失していることから、申立期間③当時、同社では、有給休暇を使用できない従業員が退職下船する場合は、雇止めと同時に船員保険の被保険者資格を喪失させる手続をしていたことがうかがえ、申立人のみ、異なる取扱いをしていたとは考え難い。

- 4 申立人は、「申立期間①から③までに係る最後の給与について、当該給与により算定された船員保険料が控除されていた。」と主張しているところ、船員保険法では、前月分の保険料を給与から控除することができる旨規定されており、申立人が記憶する最後に支払われた給与から船員保険料が控除されていても不自然ではない。

このほか、申立人が申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間④について、申立人は、当該期間に係る船員手帳を所持しており、当該手帳には「雇入年月日 昭和 43 年 9 月 13 日」「雇止年月日 昭和 43 年 9 月 30 日」と記載されているところ、D社（E社の承継会社）は、「申立期間当時の書類を保管しておらず、また、当時のことを知る者もおらず不明である。」と回答している上、申立人は「腰掛けのつもりで一週間勤務しただけだった。」と供述している。

また、E社に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に船員保険被保険者記録を有する 12 人に照会し、4 人から回答を得たものの、当該期間の同社における船員保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「実は、給与ももらっておらず、被保険者証ももらっていない。保険料が控除されたかどうか分からない。」と供述しており、申立人の給与から船員保険料が控除されていたか否か確かな記憶を有していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間④について、船員保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月27日から26年3月16日まで

私の夫は、昭和21年1月からA社に勤務する26年3月まで、B社C工場
で勤務した。年金記録が転職の際に数日間空くことはあっても、3年間も空
くことはおかしいので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求め
て行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する労働者年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和23年
2月27日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間に同
社C工場において厚生年金保険被保険者記録が確認できる25人に文書照会を
行ったところ、回答があった8人は、いずれも申立人の同社での在籍を記憶し
ていないことから、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが確認
できない。

また、申立期間当時のB社C工場の社会保険事務担当者は所在不明であるた
め、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない上、同社の人事担
当者は、「当時の関連資料が保存されていないため、申立人の申立期間におけ
る勤務実態や厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答してい
る。

さらに、申立人が申立期間直後に厚生年金保険被保険者資格を取得している
A社の元職員から、申立人が申立期間当時、同事務所で勤務していたとの証言
が得られたことから、同事務所における申立人の厚生年金保険の加入状況を調
査したが、i)同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4
月*日であると考えられること、ii)申立期間に係る同事務所の健康保険厚生

年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できないこと、iii) D県庁は、「当時の関係資料が残っていないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答していることなどから、申立人が申立期間に同事務所において厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から 11 年 6 月 1 日まで

私は、平成 10 年 3 月に A 社に入社し、ビルの管理人をしていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が 11 年 6 月からとなっていることに納得できない。

預金通帳をみても、平成 10 年 3 月 31 日に A 社から振込があることが確認できるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳（写し）を見ると、申立期間に A 社から給与と思われる振込があることが確認できることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社から提供された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、平成 11 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 社は、「申立期間当時は、入社と同時に厚生年金保険に加入させない場合もあった。厚生年金保険に加入していない期間の保険料は給与から控除していない。」と回答しているところ、同社の元同僚は、「再就職で同社に勤務した従業員は、厚生年金保険に加入しない場合もあった。」「厚生年金保険に加入していない期間の保険料は、給与から控除されていなかった。」と証言しており、同社の回答と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日までの 4 年間、A 県 B 事務所に臨時職員として勤務した。4 年間、全く同じ条件で勤務したにもかかわらず、1 年ごとに厚生年金保険の加入、未加入が繰り返されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 県 B 事務所の職員の証言から、申立人が昭和 51 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで同事務所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 県 B 事務所の複数の元同僚は、「当時、当事務所には正職員以外に臨時職員と日々雇用職員（いずれも雇用期間は 6 か月又は 1 年）がおり、臨時職員は各課に 1 人と決められていたので、日々雇用職員が交替で臨時職員となっていた。厚生年金保険は臨時職員のみが加入し、日々雇用職員は加入していなかった。」と証言している。

また、申立人と同一の課で、昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで一緒に勤務したとする上記の元同僚の一人は、「雇用されて一年間は臨時職員で、その後の二年間は日々雇用職員であった。」と証言しているところ、当該同僚のオンライン記録を見ると、臨時職員の期間（申立期間①と同時期）は厚生年金保険の被保険者記録があるが、日々雇用職員の期間は被保険者記録が無いことが確認でき、上記複数の元同僚の証言と符合する。

さらに、申立期間①については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、「証返納年月日 52. 4. 12」のゴム印が押されており、昭和 52 年 4 月 12 日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

また、A県C局は、「当時の関係資料が残存していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月2日から29年3月2日まで

私は、A社にB職として継続して勤務し、毎月、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和26年3月25日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年9月2日に資格喪失後、29年3月2日に再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できないところ、申立人は、「申立期間の前後を通じてA社で継続して勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に廃業しており、元事業主の連絡先も不明である上、申立期間当時の事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間頃に被保険者資格を有する元従業員のうち、連絡先の判明した23人に照会したところ、16人から回答を得たものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除を裏付ける証言が得られない上、事務職だったとする元従業員の一人は、「厚生年金保険の資格喪失の手続が行われた場合には、給料から同保険料を控除していないと思う。」と証言している。

さらに、申立期間頃にA社において、厚生年金保険の資格を喪失した後、再度、同社において被保険者資格を取得している者が、申立人のほかに二人確認できるところ、当該二人はともに既に死亡しているため、当該二人から、被保険者資格が確認できない期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況

等について確認することができない。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日（昭和 27 年 9 月 2 日）の記載は、オンライン記録と一致する上、健康保険証を返納したことを示す「返」の記載が確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 59 年 7 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から平成 5 年 12 月までの間、継続して A 社に勤務していた。同社 B 支店から同社本社に転勤した時期である申立期間に係る標準報酬月額が 340 千円から 260 千円に下がっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額が下がっている。」と主張している。

しかし、A 社は、「申立人は昭和 58 年 8 月 1 日付けで当社の B 支店 C 課から当社 D 部に異動しており、その際、標準報酬月額を改定したと思われ、当社の保管する取得原簿の申立人の欄には標準報酬 340 千円（資格喪失時）及び 260 千円（資格取得時）の記載がある。」と回答しており、申立期間に係るオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社本社において申立人と同時期（昭和 58 年 6 月から同年 10 月まで）に異動に伴い被保険者資格を取得した者は申立人を含め 36 人確認できるが、申立人を含む 10 人の年金記録に係る標準報酬月額は、異動前の標準報酬月額と比較して、下がっていることが確認できる。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 5 月 28 日まで
私は、昭和 45 年 10 月 1 日に A 社に入社し、約 1 か月後に系列の B 社に転籍したのだが、46 年 5 月 28 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 45 年 10 月 1 日から A 社及び B 社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員 19 人及び B 社において同被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員 24 人にそれぞれ照会し、合わせて 13 人から回答を得たものの、申立人が申立期間において両事業所のいずれかに勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

また、A 社及び B 社は既に閉鎖されており、元事業主も申立期間当時の記録及び資料等を保管していないため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険被保険者記録について確認することができない上、B 社における雇用保険被保険者記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立

期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から同年9月1日まで

昭和20年8月の終戦まで、A社（現在は、B社）においてC関係の仕事に就いていた。同社においては、同年8月31日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年9月1日である。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記元同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和20年5月1日であることが確認できる上、上記被保険者名簿により同日に同被保険者資格を喪失した元従業員を含め、申立期間に同被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員24人に申立人の勤務実態について照会したところ、複数の元従業員は、「申立人に記憶は無い。私は、20年8月までA社に勤務したが、同年5月の空襲により工場及び事務所は焼け、そのため厚生年金保険被保険者記録は同年5月1日までとなっている。」、「私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は20年5月1日で正しい。」、「空襲の被害により、多くの従業員が寮を出て実家に戻り、そのまま退職していった。当時、工場も焼け仕事は無かった。」旨それぞれ証言している。

また、B社に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したものの、回答を得ることができず確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 10 日から 48 年 4 月 1 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 49 年 1 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、昭和 40 年 6 月 16 日から同年 7 月 20 日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号はそれぞれ異なっている上、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成 20 年 7 月 7 日に申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについての不自然さは無い。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月18日から同年5月16日まで

私が所持する船員手帳の雇い止め年月日の記載は、昭和30年5月18日となっている。また、年金事務所の担当職員から、私の船員保険被保険者資格は同月16日までであると教えられた。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、申立人のA社における雇い止め年月日は昭和30年5月18日であることが確認できる。

しかしながら、上記船員手帳及び申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人のA社における同被保険者資格の喪失日は昭和30年4月18日であることが確認できる上、同社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の同被保険者資格の喪失日も同日であり、同被保険者証の返納日が同年5月16日であることが確認できる。

また、上記船員保険被保険者名簿によると、申立人が記憶する元船長の同被保険者資格の喪失日は、申立人の喪失日と一致している上、複数の同被保険者の同資格喪失日も、昭和30年4月18日であることが確認できる。

さらに、申立人は上記元船長以外の元同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者に聞き取り調査を行うことができない上、A社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の船員保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3508

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 34 年 2 月 12 日まで
私は申立期間の脱退手当金を受け取った覚えが無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人が本人の意思に基づき脱退手当金を請求した旨の事由書が添付され、住所の末尾に申立人の婚姻後の氏名が宛先として記載されている。

また、当該請求書の脱退手当金決済並支出伺に記載された「被保険者期間の計」は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された最終事業所の被保険者期間を含んで記載されており、当該支出伺の「脱退手当金の額」に記載されている金額は、オンライン記録と同額であることが確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 1 日から 20 年 6 月 21 日まで

私は、A社から最低賃金法に抵触するというので、給料とは別に平成18年8月から20年5月までの差額賃金を遡及して受領したが、標準報酬月額が差額を含めた額となっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社から申立期間の差額賃金を遡及して受領したが、標準報酬月額が差額を含めた額となっていないので、訂正してほしい。」と主張している。

しかしながらA社は、「申立人の賃金について、B労働基準監督署から、労働基準法、最低賃金法に抵触しているため、差額賃金を遡及して支払うように勧告を受けたので、差額分を遡及して支払ったが、その際、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳を見ると、差額分に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人に振り込まれた差額賃金も、銀行振込の控えから、厚生年金保険料が控除されていない額が振り込まれていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 11 日から 41 年 4 月 25 日まで
② 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 6 月 20 日まで

私は、A事業所及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録について、同社を退職した約3か月後に脱退手当金が支給されたことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の署名・押印並びに「42年6月30日受付」及び「42年9月25日支払済」の押印が確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の備考欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年9月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 7 日から 43 年 3 月 21 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶は無いのに、脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、「委任状」が添付されている上、昭和 43 年 9 月 10 日に当該委任状の受任者である A 社の元従業員が申立人の脱退手当金を代理受領した旨の署名及び押印が確認できることから、申立人の脱退手当金については、受任者による代理請求及び代理受領がなされていたものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から32年7月1日まで
② 昭和32年8月1日から34年3月15日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社を退職してから脱退手当金を受給した記録となっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金は、申立期間①及び②の被保険者期間を通算して算出され、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和34年4月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつか見られ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいくつか見られない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 26 日から 41 年 7 月 26 日まで

当時、脱退手当金の制度も知らず、脱退手当金の請求及び脱退手当金を受け取った記憶も無い。また、仮に自分で脱退手当金を請求したとすれば、A社で勤務した期間の全ての期間について脱退手当金を請求するはずであり、一部の期間を残して請求することは不自然である。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の署名、押印及び申立人の婚姻後の住所地が記載されている上、脱退手当金支給調書にはオンライン記録と同額の 8,850 円で支給決定され、当該脱退手当金は申立人の当時の住所地に近い郵便局で隔地払（通知払）されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求期間だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から29年5月5日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性17人について調査したところ、昭和25年から29年までの期間に同被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者が13人確認でき、そのうち申立事業所を最終事業所として同手当金の支給決定記録のある6人について、その全員が同資格喪失日から4か月以内に同手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、給付欄に脱退手当金の支給を示す記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和29年7月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、昭和22年3月1日から23年2月1日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっている上、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成21年1月8日に申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 6 日から 34 年 10 月 1 日まで
私は、A 社（現在は、B 社）に係る申立期間の脱退手当金を受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 11 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人が申立期間に係る事業所を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始したのは、昭和 41 年 4 月からであることが申立人が所持する国民年金手帳からも確認できる上、申立人が所持する年金手帳の厚生年金保険の記録欄には、申立期間の欄に社会保険事務所（当時）の確認印と共に「脱手 27 月」の記載が確認できる。

また、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで

私は申立期間後に勤務したA社を退職する時には、脱退手当金についての説明があったので、手続をして脱退手当金を受け取ったことは覚えている。この時の脱退手当金は、昭和 36 年 3 月からのB社C支店における期間を含む全ての厚生年金保険被保険者期間の分だと思っていた。しかしながら、年金記録では脱退手当金を2回受け取ったことになっているとのことのお知らせをもらった。B社C支店退職時には、再就職するつもりであったので、脱退手当金の請求手続をしていないし、もらった覚えもない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立人の前後に記録されている女性のうち、申立人が被保険者資格を喪失した日(昭和 38 年 8 月 1 日)の前後約1年以内(37 年 8 月から 39 年 8 月まで)の期間に被保険者資格を喪失した女性 17 人(申立人を含む。)のうち、脱退手当金の受給要件を満たす女性 13 人について調査したところ、10 人が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認でき、このうちの2人の支給決定日は同一日となっている上、脱退手当金の支給記録が確認できる者のうちの一人が「会社から「お金をもらいに行ってください。」と言われて、もらいに行った。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、B社C支店に係る被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和 38 年 8 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さほう

かがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月6日から57年10月1日まで

申立期間について、私はA社で勤務していたが、同社からは毎月38万円程度の給与の支払を受けており、標準報酬月額が低額すぎるため、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「申立期間に、A社から支払われていた給与支給額は、当該期間に係る標準報酬月額より高額であった。」と主張している。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「申立人に係る労働者名簿、賃金台帳等の関係資料が現存していないため、不明である。」旨、回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡又は連絡先不明であることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している複数の元従業員の標準報酬月額を確認したところ、申立期間当時、申立人と同じ職種であったと思われる者の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当時の元同僚は、「支給額に見合う保険料を控除されていたように思う。」旨、証言している。

さらに、申立期間について、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。